

「農地法第3条・4条・5条許可申請・届出者の方へ

農地法第3条・4条・5条に係る許可（不許可）書・受理（不受理）書の交付までの標準的な流れは次のとおりです。

① 申請書の記載内容、添付書類の確認

農業委員会総会での審議までに、申請書の記載内容の確認や修正、追加資料の提出等をお願いすることがありますので、予めご承知おきください。

（必要に応じて携帯番号など日中に連絡をとることのできる方法をご提示ください）

② 現地確認調査

地区担当の農業委員が現地を確認します。立ち会いや聞き取りをお願いすることがありますので、予めご承知おきください。

③ 農業委員会総会での審議

申請書類に不備等がなかった場合、毎月21日（土日祝日の場合はその翌開庁日）に開催予定の太子町農業委員会総会で審議されます。

④ 許可（不許可）書・受理（不受理）書の交付予定

農業委員会総会農業委員会事務局窓口でお渡しする予定です。

3条申請 総会開催月の月末頃

4・5条届出 総会開催月の月末頃

4・5条申請 総会開催月の翌月下旬頃

【お問い合わせ先】

太子町農業委員会事務局（産業経済課内）

住 所：兵庫県揖保郡太子町鶴280-1

TEL：079-277-5993（直通）

FAX：079-277-6041

E-mail：sankei@town.hyogo-taishi.lg.jp